

第 1 回

平成 1 9 年度新宿区次世代育成協議会 部会

平成 1 9 年 9 月 3 日 (月)

新宿区福祉部子ども家庭課

午後 2時00分開会

事務局

この部会は、6月27日の次世代育成協議会の中で、第二期は「子どもの虐待防止と地域の役割」というテーマで、今年度と来年度において、このテーマで継続的に協議をしていただくために設置した。よろしくをお願いしたい。

石崎福祉部長

今日から部会が始まるということなので、一言ごあいさつをしたい。

新宿区で次世代育成支援の事業については、平成17年2月に作成した「新宿区次世代支援計画」、サブタイトルが「子育てみんなで応援宣言」というものだが、この計画に基づいて進めている。

その中の目標の1つとして、「きめ細やかなサービス、すべての子育て家庭をサポートします」とうたっているが、すべての子育て家庭にかかわる事業の推進もあるわけである。その中でも「特に配慮が必要な子どもと家庭への支援の充実」というものも当然にあるわけである。特に配慮が必要という場合について、1つは障害児等とその障害児等のおられるご家庭、2番目にはひとり親家庭、そして3番目には外国人家庭、4番目で虐待の予防及び被虐待児と家庭への支援という課題を掲げている。この4つとも新宿区の地域特性からすると、全国から比べても、非常に該当するご家庭が多い課題だろうと思っている。

この中で、「虐待の予防及び被虐待児の家庭への支援」につきましては、4つの課題の中で比較的取り組みが最近始まったというか、事件なども近年大きく報道される中で、やはり取り組みをもう少し広げていく、緊急に取り組む必要があるテーマだということで、今回、部会でこのテーマに取り組むということにさせていただいた。

幸いなことに、新宿区には東京都の児童相談センターもあり、新宿区の子ども家庭支援センターの双方で、さまざまな相談にこたえてきているというデータの蓄積もある。そういった状況もこの部会でご報告をさせていただきたい。ややもすると、本当に新聞で報道されるような事件が、非常に縁遠いような、だけどそういう事件がふえているなという形でとらえてしまいがちである。前回の協議会のところで、今日の部会の会長の福富先生、また増田先生からも基調となるお話をいただいたが、子育てのさまざまな中で本当に虐待につながっていく自分の問題、身近な問題としてとらえて、地域の役割というものもこの部会で深くご検討いただければ、そして協議会の方に提言としてまとめていただければと思う。本当に地域の中でこの部会での成果を共有し、全ての子どもたちが幸せに人生のスタートを切っていけ

るような、子ども時代が過ごせるような形につながっていくとありがたいと思っている。

そういう面で、このテーマへの部会での取り組みを、大変子どもも期待しているので、2年間にわたり、皆様方のご協力を得て順調に進めることを願っている。よろしく願いしたい。

事務局

資料確認

- 資料1** 新宿区次世代育成支援計画 抜粋
目標 2 - 3 - 虐待の予防及び被虐待児と家庭への支援
- 資料2** 平成18年度虐待相談の受理状況（概要）
東京都児童相談センター
- 資料3** 子ども家庭支援センター相談状況
- 資料4** 平成19年度第1回新宿区区政モニターアンケート速報版抜粋
- 資料5** 次世代育成協議会部会の進め方（案）

以上に加えて、本日机上配付をさせていただいている分厚い資料が二つある。ひとつが、宿区基本構想素案、新宿区総合計画素案、もうひとつが、新宿区第一次実行計画素案である。

これについては、区報でもお知らせしているが、現在、新宿区では来年度以降の新基本構想総合計画実行計画の素案をまとめまして、区民の方にご説明をし、意見をいただいているところである。9月25日までがパブリックコメント制度による皆様のご意見をいただく期間としており、地域説明会も各出張所単位で今実施しているところである。

次世代育成協議会の皆様にも1冊ずつ配付ということで、部会のメンバーの方には本日配付させていただき、それ以外の方には郵送させていただくというふうな段取りとしたい。

本日、若干ご説明をさせていただきたい。

区報に大きな概要ということで、この計画の大勢と何を基本構想としているかというところが簡単に書かれている。めざすまちの姿は「『新宿力』で創造する、やすらぎとにぎわいのまち」ということで、2025年度の新宿区を想定して掲げているものである。その下に、総合計画で10年間を計画期間とした大きな方向性をここで指し示し、第一次実行計画で今後の4年間、来年度から4年間に具体的に進める事業について記載をしているところである。

実行計画は「まちづくり編」と「区政運営編」が分かれており、この計画はまちづくりの

方向性を示すまちづくり編と、それを推進し支える区政運営の方向性を示す区政運営編の2部構成となっている。更に、体系と個別の目標、基本施策、計画事業、また枝事業ということで具体的に書かれている。

次世代育成支援計画に関することは非常に多岐にわたっておりまして、この中の多くのところにかかわりがあるものだが、主には基本目標の2番、「だれもが人として尊重され、自分らしく成長していけるまち」、この中の1番、「一人ひとりが個人として互いに尊重しあうまち」、また、「子どもの育ち・自立を地域でしっかり応援するまち」、「未来を担う子ども一人ひとりの生きる力を育むまち」、このあたりで非常に主要な部分を占めているものである。枝事業ごとに、それぞれの事業についての概要、内容、また4年間で実行すべきものが書いてある。もしご意見があれば、このパブリックコメント制度に従いまして、新宿区に方にご意見をいただきたい。

実行計画については以上である。

部会長につきましては、第1回の協議会の中で、福富副会長にお願いすることになっている。福富部会長、それでは進行をお願いしたい。

福富部会長

部会長ということで、大変な役を仰せつかっており、しかも部会の今期の内容が大変重いテーマである。チャイルドアブ्यूズという、日本語に訳すと児童虐待という、非常に重い響きを持っている内容である。

一人ひとりの子どもたちが健やかに育つということを考えれば、何とかしてこれらを何とも避けなければいけない、予防しなければならない。子どもたちも当然被害ということですが、ある意味では家庭、親御さん自身がやはりいろいろな意味で追い詰められているということもあるのかもしれないと考えている。

そう意味で、この問題は本当に子どものみならず、区民一人ひとりがこれに取り組むということ。特に地域は非常に大きな力をその予防に発揮できるんだろうと思う。実際に、相談上、いろいろ、センター等々に上がってきたということは、ある意味ではその結果なのかもしれない。その前に本当に地域が何とかそれに対して、少しでも予防の手立てができるということ、この部会で少し、皆さんのお知恵をかりて考えることができればいいのではないのかと考える。ぜひとも大変重いテーマであるが、忌憚のない議論、そして少しでも何か新しい芽が見られればと思う。

どうぞ委員の皆さん方、よろしくご協力をお願いしたい。

それでは、今日、早速第1回目なので、委員の皆さんの方から一人一人自己紹介をお願いしたいと思う。

委員

今、福富先生のお話にもあったが、本当に虐待ということはあってはならない、人が育つときにこんなに悲しいことはないというふうに思う。ただ、出産をし、そして子育てをしている保護者の中で、かなりのパーセンテージで自分が虐待をしているかもしれない、あるいはしてしまうかもしれないというような思いになっている方がかなりいるというのが、新宿区も含め、あちこちで次世代育成支援対策推進法を考えていくときの事前調査でも、明らかになっているかというふうに思う。

虐待ということが決して一部の特殊なことではなく、本当に広く、どの家庭にあっても起る可能性がある。そういう非常に重要な事項であり、この新宿区は非常に地域のさまざまな方たちが力を発揮する、そういう地域であるということが今までの、この前にありました委員会のところでも明らかだったというふうに思う。私も微力ながら、いろいろな方々と一緒に、何とか新宿のいい形を提案していけたらと思っているので、よろしくお願ひしたい。

委員

ふだんは児童養護施設で勤務しており、さまざまな理由で保護者の方と一緒に暮らせない子どもたちと一緒に、生活をともにしたり、サポートしたりしている。ぜひ施設に、今は本当に毎日入所状況の問い合わせがくるぐらい子どもたちが多々そういう状況にあるということで、施設に来る前に地域の力で何とかしてでも子どもたちがそういう状況にならないようにと思い、力不足ながら今回参加をさせていただき決意をさせていただいた。

山田

私自身は、そもそものきっかけが区民会議、このちょうど基本計画の見直しで決められたときの第一部会の中で、さまざまな議論に参加させていただき機会があった。その流れの中で、また新たに多くの方と縁ができ、「子育てするのは我がまちで」という共通テーマのもので、全国各地で都道府県単位で行政の方と地域で子育て支援をしているネットの方々と、実行委員会型でずっと進めていくと取組みに関わっている。そこであちこちで拝見していても、やはりその分科会のテーマとして、この虐待関係というのは必ず話題として出てきてくる。いろんな支援が各地で生まれているが、なかなか外へ出ていっしやらないという方々、センターとかそういったところまで足を運んでくださらない方々に対し、どのようなことができるんだろうかということが、必ず課題として浮き彫りになっているというふうに感じて

いる。

その中で、実際、私はなかなか新宿の地元の子育て支援の状況というのは、まだまだ見えないので、この部会でもいろいろ教えていただきながら、また各地の事例等何か参考になることで提供できることがあれば、少しでもお役に立てるかなと感じている。

委員

私は、婦人相談員を過去にやっておりました。その後、精神障害者の家族会の相談室を含めて13年間相談活動をしてきました。その中で家族のいろんな困難な場合の大変なことについて、相談にずっとかかわって何万件というケース、相談にかかわってきた。

その中で私が一番感じるのは、新宿区は特にそういう公的な施設、東京都の施設がすごく多いことや地域のネットワークもあり、そういう地域が虐待の受理件数が多いということ、それはとてもいい傾向だなということを感じる。そういう受け皿があるからこそ、埋もれている相談できない方たちが堂々と相談できるということが一番大事かなと感じている。

私は、やはりいつもその相談を受けるお母さんとかご家族の立場に立って、相談をずっと聞く、もちろんご当人のケースもありますが、多かったときに、やっぱり「あなたのせいじゃないよ、一緒に考えていきましょう。」という、私はそれをメッセージを送り続けてやってきた。今、地域で高齢者の見守りとか、それから地域のご相談とかいろんなことにかかわって、これからは地域の中でやろうと思って、今いろんなボランティアを始めているところである。

委員

私の役割を通じて、虐待の件数も結構抱えてきたが、本当に難しい問題である。現在も何件か抱えております。でもそれもプライバシーと個人情報保護法とさまざまな問題がありまして、そのはざまの、虐待ではないかという疑いのところの難しさ、実際、虐待だと認定されたときの対応の難しさ、それ今まで14年間いろいろ悩んできたので、皆様とお話して少しでも解決できる方法があったら、ぜひよろしくお話ししたい。

委員

現役で、今小学校の方で子育て最中である。虐待という重いイメージがあるが、ちょっとまだ正直なところ個人的にはピンとこない。だけどその虐待という言葉がニュースとかでいろいろ聞き、区切りがないと感じる。虐待って、どこまでが虐待なのかって。どう見ても客観的にこれは虐待じゃないかと思っても、相手にすれば虐待はしていないと、しつけのためにやっているという、そういうちょっともどかしい部分があるんだなということ、ニュー

ス等を通して個人的には思っていた。今回このような会に参加させていただき、勉強し、皆さんと力を合せてやっていきたいと思う。

委員

今回のこの虐待ということは、中学生ぐらいの年代になると、それがもうやはり子ども自身が自立というか、そういうふうなのはちゃんと芽生えてきているんで、その辺はいろいろな形の虐待というのがあるのかもしれないが、中学生の年代として受けとめなくちゃいけない。それから、社会的に問題になっているようなもの、そういうようなことを考えていきたいと思っている。私も虐待ということに関しては初めてなので、一緒に勉強させていただければと思っている。

委員

我々はふだん顔の見える子どもたちと一緒に行事の中でつき合っており、子どもたちと会う機会も多く、宿泊の行事も年に2回ある。その中で、子ども間のいざこざや、当然宿泊を伴うといろんなことがあるが、その中の対処の仕方、短い期間の対処の仕方は今までやってきた。これが日常生活の中でいろいろそういうふうに行われる例えば虐待、それから学校の中のいじめだとかということに直面したことがないので、これからこの会議の中で、自分でも吸収して行って、またそれを地域等でもまた話すことがあれば、それを伝えていきたいと思っている。

委員

私自身は、4人の子どもの父親である。妻も就労しているため、実際は6割から7割は私が家事をしているという意味で、男ですけどほとんど視点は女性と変わらないつもりでいる。

その経験を生かしながら、やっぱり今苦しい子育てをしている親子を見ていても、両方とも苦しい状態の親子を見かけることが多くなってきた。そうした人たちが一緒に遊びを通してもって気持ちを楽にして、子どもは子ども同士で遊び出し、親は親でつながりができる。そんなようなものを目指して、NPO「みんなのうち」や「ゆったり~の」にかかわっている。

親たちはなかなか変わらない。長い歴史を背負ってきて、難しい状態になっている方たちが多いので。ですから、親はなかなか自分の方を向いてくれないにしても、大人たちは自分のことを見捨ててない、そして一生懸命応援しようとしてくれているんだという、そういうメッセージをいろんな形で伝えていくことが、やっぱり子どもたちに伝わるし、私は絶対変わるというふうに自信を持っている。今までつき合ってきて、そういう中で本当に子どもた

ちは応援されれば反応を示してくれる、そのことはぜひみんなでも共有しながら進んでいきたい。

委員

望まない妊娠による出産で、子どもの顔も見たくないって子どもから逃げ出すお母さんもいる。とても高学歴で情報をたくさん持ち、子どもってこういうふうには育つだろうって思っているのに、全く違う子どもたちの姿を見ると、もう仕事とその子育ての中で大変疲れてしまって、子どもにきつい言葉を浴びせてしまう場合もある。あと育児能力がなく、先ほど「私は虐待しているかもしれない、するかもしれない」とい自覚がなく、子どもを育てているように育ってないお母様方というか、両親がまだ成長しきれてないようなご家庭もある。

子ども家庭支援センターができて、「みんなで考えましょうよ」という姿勢で新宿区が動き出したときに、サポート会議を開いていただいたりすると、さまざまな現場の方が持っている情報とか、地域の民生委員の方が持っている情報とか、いろんな形の情報を受けると、今まで持っていた情報以上にたくさんの、その子どもにかける支援の仕方というのがあるんだなということをつくづく感じた。子ども家庭支援センターとか、主任児童委員の方々とか、地域でサポート会議とかで発言して下さると、心が安らぐ。自分だけで何とかしなければいけないということではなく。こうやってこういう会議に出させていただいて、どんどん「抱え込まなくていいんだよ、いろんな人たちが支えてくれる手立てがあるよ」ということを、私は、新宿区の子育てをしている家庭を応援していきたい。いろいろ勉強させていただきたい。

委員

やはり虐待というと乳幼児の場合、本当に生死にかかわるようなダメージを受けるケースも多く、入所して来るお子様たちは東京全域から保護されて来る場合もある。今のところ私は、そういった乳幼児に関して重篤な虐待のケースは担当していないが、もう少し大きいお子さんのケースで、やはり対応に苦慮しているということがある。

やはり都心という地域性もあり、そのお子さんの場合は地元の学校に通っていないというところから、非常に地域とも関係機関とも連携も非常にとりにくい。おそらく新宿ですといういろいろな人種の方や、あるいはその通学範囲とか就労の地域が区外に広くわたっていて、やはり見守りネットワークの中でなかなかカバーしきれないという点も、いわゆる新宿区だけではないと思うが、都心のそういうケースの中の一つの傾向としてあるのではないかと思う。

今回、「虐待の予防と地域の役割」ということで、やはりどの家庭においても、ふだん地

域とのかかわりのないような家庭においても、どういう形でその地域がかかわっていただけるかのヒントが、この会で何か得られるように、私の方からも発信したい。皆様の方からもいろいろ教えを請うて、この新宿で少しでも虐待を解決していく、改善していく方向のお役に立てればと思って参加している。

委員（児童相談センター）

児童相談所は都内にはご承知かと思うが、11あり、その中のセンターである中央児相という、いろんな意味での調整機関、さらには今全国で197というふうに言われておりますが、児童相談所がある。都内11と申し上げたが、センター自体は9区の都心の新宿区を初めとし、豊島区、あと渋谷区とかそういう都心、それから中央、千代田区と全部で9区。あと島の部分も受け持っている。11あるが、規模的には全域の概ね6分の1ぐらいで、都内のセンター的役割を担っている。

私どもの相談処遇課というのは、いわゆる児童福祉司、それから児童心理士、まさに現場の最前線というか、さまざまな相談を受け、一定程度職権を与えられており、だめだなというふうに判断すれば早目に治療をすとか、時には家庭裁判所の承認を得て施設にお願いするといったような権限がある。その分、非常に責任も重いということで、親御さんといろんな意味で対峙していかなければいけないので、これでよかったのかなと日々迷うことばかりである。そういう、いろいろな実践の中で、どうあるべきかを職員と議論しながらやっているところである。皆さんのご意見も聞きながら、この協議会へ参加させていただきたい。

委員（子ども家庭支援センター）

子ども家庭支援センターは、平成12年2月に旧落合保健相談所が移転をした後、改修してそこでオープンした。最初は乳幼児の3歳までのお子さんとお母さんの居場所というひろばを中心に、心理士とか保育士が子育ての相談に応じるというようなことで始まった。年々、色々な相談が寄せられるようになり、ネットワークというようなところで対応していこうというところで、平成17年度から東京都の用語でいいます「先駆型子ども家庭支援センター」となった。先駆型というのは、虐待対策ワーカーとか、あるいは虐待の予防のための事業として育児支援の家庭訪問事業、あるいは東京都の間に見守りサポートというような、軽い虐待が認められる家庭、あるいは施設とか一時保護から戻るようなお子さんに対して、地域で見守りサポートを行っていこうというようなそういう事業が17年度から始まった。

今、ますます件数が多くなるとともに、処遇困難なケースもふえていて、決してこの仕事は慣れるということではなく、大変さがますます増してきている。また、いろんな意味でし

んどいなと思うことも多い。こういった機会でもぜひ皆様に色々そういうこともお話しして、お知恵も拝借したい。

(2)部会主題「子どもの虐待防止と地域の役割」の確認

資料1 新宿区次世代育成支援計画 抜粋

福富部会長

早速協議に入りたい。この部会の任務というか与えられた仕事は、先ほど来何回か出ていますが、「子どもの虐待防止と地域の役割」ということについて協議をするということが、大きな目標である。

先ほどの資料1の中に、新宿区の次世代育成支援計画の抜き刷りであるが、大きな目標2として、「きめ細かなサービスですべての子育て家庭をサポートします」と。その中の3に、特に配慮が必要な子どもと家庭への支援の充実と。その具体的な中に、4番目として虐待の予防及び被虐待児と家庭への支援というのが掲げられているところである。このことが実際にこの部会での協議の大きな目標になるかと思えます。

新宿区において、地域でどのように子どもの虐待防止に実際に取り組んでいけるのか、その手立てはあり得るのか、あるとすれば一体何なのかということについて、少し協議ができ、何か具体策が浮かび上がればと思っている。

そこで、今回は、第1回目ということもあるが、新宿区の子どもの虐待をめぐる相談等の実際の現状、状況はどうなっているのだろうか。東京都の児童相談センターからもご出席いただいているので、まずは、最初に児童相談センターから、そして次に、区立の子ども家庭支援センターから現状を少しお伺いしたいと思う。

(3)東京都児童相談センター・子ども家庭支援センターからの現状報告

資料2 児童相談センター

委員（児童相談センター）

資料に沿いましてご説明、ご報告させていただきたい。

都全部ではなく児童相談センターとして、「虐待相談の受理状況」ということで、18年度の受理状況と、法的な対応の大きく分けて2つである。

まず、「受理状況」だが、1年前の17年度に比べ、センターとして受けている件数は、さ

らに約25%増しということで、数的には330件が414件。さらに細かい数字を申し上げると、ずっと数年前を見てみると、大体300の前半ぐらい出てきた。増えてきたと毎年多分言われていることだろうが、大体そこで終わっていたというか、そういう件数だった。18年度になり、初めて400、そのうち来年は500なんていうことになるかも知れませんが、300台が初めて400台になったというような、そういう流れである。参考までに新宿区に関するものが、その前の年58件が68件ということで、10件ほど多くなりましたという分析である。

2つ目だが、「虐待の内容別」では、外で表に出やすいということもあるだろうが、いわゆる身体的虐待というのが4割近いということ。心理的な虐待、ネグレクト、養育放棄というか、怠慢というようなところも合せ、26%、27%近いということである。それで身体的虐待につきましては、その前の年に比べますとかなり大幅にふえているというところである。それから、性的虐待というのは件数は若干少ないが、なかなかこれは表に出づらいというところもあるが、件数は少ないものの、これまたふえている実態である。

3つ目に、被虐待児といいますが、被害児はどうしても小さい子が多くなるということで乳幼児、通常法的な乳児というのは1歳未満である。幼児、小学生に上がる前の乳幼児、この場合は5歳だが、乳幼児、それから小学生を合せると、全体で約9割近い。87%というところで、どうしても弱い子が犠牲にといいますが、被害に遭いやすいということになる。

それから、「相談経路別」ということで、今は審査は特にいろいろ力を入れていただいているが、分析の上では、区市町村、主に子ども家庭支援センターからいただいた件数が一番、3割で多かった。次いで近隣・知人ということで、この中には、子ども支援センターで受けて、さらに児童相談センターで受けた件数も含まれている。一応区の方で対応できた件数も当然あるので、区で一度受け、それでこれは児童相談所とも色々相談しようというようなところで、援助要請も含めてご相談いただいた件数である。例えば、一時保護というのは相談所が例えば持っている機能が必要ではないかという相談であれば、児童相談所とまた一緒にやっていくことで相談を受ける。ある意味ではそういう判断をしていただき、子ども家庭支援センターを経由してきたものが一番多かったという、こういう分析である。

相談経路としては、警察等が46件、それから家族、一番身近にいるので、家族・親戚・時には、虐待しそうだとか、そういったところでの相談もある。

あとは、保健所、医療機関、数は少ないですが、これも昨年度より増加傾向にあるということで、その中で、特に最近よく言われていますシェーキングA B シンドロームというんですか、S B Sとかシェークンの疑いとか、いわゆる乳児揺さぶり症候群とか、さらに生々し

く言えば「乳児むちうち揺さぶり症候群」、首が座ってないときに激しく揺さぶったケースがある。あやす程度によしよしならよろしいが、それををはるかに超えているというところで、眼底出血とかくも膜下出血、そういうものを引き起こすと言われており、どうもこれはちょっとおかしいぞというところで、そういうところから虐待の疑いありと通報があったもの。大きな病院では、虐待に対しての組織・委員会のようなものがあるが、そこで検討した上で、通常の子育ての中では、特に動かない乳児が、大きくはそんなけがをするはずがないといったところでの通報をいただくというのが、かなり増えている。

後遺症も残る場合もあるが、治療が終わった時点で、どうぞ親御さんにお返しくださいというふうにしていいものかどうか、病院も判断を迷う、病院は専門的な専門員の判断で、こちらとしてはそういった判断をいただきながら。最終的にどうするかといったところ、時には、いやこのままでは原因がはっきりしない中ではお返しできませんと、親御さんに強くお伝えする場合もある。実の親の子どもなのに何で返さないのかなというところ、感情的にはなるが、次なるときに、また命でも失われたら大変だと判断をするような場合には、お返しできないなど、そういった厳しい緊迫した局面等もある。

病院の方から、救急の方、小児医の方から重篤な骨折等ひどい場合には、児童相談所に預けることもあり、乳児院の方をお願いする場合もある。

それから、次に「主たる虐待者別」では実母が6割以上、実父が次ということで、実母を合せると全体の8割。一番身近にいるのはお母さんなので、お母さんが一番そういう意味で接しているということで、実質的には高率になる。

我々は、よくある事例でさらに要注意というのが、よくあるパターンでは継父がそこに入っていて、そこに幼児がいるご家庭の場合に、より緊迫するというような状況はどうしてもある。他を軽視しているわけではもちろんないが、これは非常に危ないパターンだなということもある。

それから、援助内容別では、援助方針はいろいろ総合的に調査させていただく。こうしようということで、決定したケースのうち、今のままではちょっと親御さんのもとに、保護者のもとにそういう状況の家庭、不安定な中にはお返しできないというケースが、施設入所となる。乳児院、児童養護施設などの施設、知的障害児施設の場合もあるが、そういった施設に預けると決定したケースが、全体の18%程度。引き続き児童福祉司がおり、通所なり、家庭訪問なり、色々な方法で見守っていくという「司(つかさ)指導」もある。この中には、区のようにもよろしくということで、まめに見守りサポートをお願いして、協力しながらや

っていくというような中身もある。そういうケースが2割弱と、これが全体の37%ということである。

また、最近、色々なところで、地域の通報の理解が広まったので、「泣き声通報」ということで、どうも夜、泣き声が聞こえるとか、毎日、変な時間に聞こえるとか「やめて」とか、「助けて」とか、そこだけを聞くとこれは何だというふうになる。そういうことで色々、関係施設や機関等に対して照会するなど調査をするが、結果的には、「ちょっとあのときは大声を出してしまったので、気をつけなければ。」というところで、これは非該当の場合もある。「あああのときは確かに覚えがございますと。ちょっとお騒がせしました。」みたいなご家庭に行くと、ある意味ではほっとしているが、なかなかそういうケースはない。非該当は3割近いということです。

非該当がむしろ増えるのは、それはそれでよろしいことかなという感じがする。また、そういう噂も一定程度、非該当だから、それで丸かバツかということではない。一定程度人間なので、色々な感情の起伏というのはだれしもあると思うので、振り返るきっかけになるため、無駄だったということは当然ない。いろんな意味で、改めて、自分たちの生き方なり、子育てを振り返るきっかけにもなるんじゃないかと、我々の方でもそういう理解をしている。そういう対応をしてほっとは、いろんな意味で意味あることだと、みんなでいろいろ考えていく意味ではいいのかなと考えている。

の方の法的対応で児童福祉法の28条というのがあるが、通常は法律的には親の意に反して、それらの施設、乳児院等も含めて養護施設は入所できないことになっている。どうしてもいろんな意味で今家に返せないといった場合には、親御さんが反対だということになると、これは強引に強行でないので、家庭裁判所の承認を得て、親御さんの言い分も聞いて、承認を得て入所させるということもある。これを28条ケースと言っている。

それに先立ち、我々の考えと親御さんの考えが違う場合、申し立てる前に東京都の組織としての児童福祉審議会がある、そこに、権利擁護部会というのにそれぞれの専門の先生方がいらっしゃいますので、そこにケースの説明をした上で諮り、それならば28条を申し立てるのはやむを得ない、よろしいと許可を得る。そこでのいわゆる承認や許可を得て、申し立てる。それで最終的に家庭裁判所の判断を得るというような、そういう段取である。

そのように、まず家庭裁判所へ申し立てる前に児童福祉審議会に諮問を行ったケースが、18年度には5件ある。中には報告ということがあり、そうここに書いてあるが、いずれも申し立ての承認を得ている。昨年度は、28条で家庭裁判所へ申し立てを行った新規申請件数が、

2件ということで、子どもは3名いたと。今、法的に2年を超えてはならない、承認をもらったからずっといつまでも置いてはいけないという、組み立てになっており、2年で一応期限が切れる。ただ、なかなか家庭環境が変わらない場合があるので、そういう場合はまた更新しなさいというふうになっている。更新に必要な申請があり、そういう意味で引き続き2年を超えて必要ですよという申し立て件数は1件1名あった。

いずれも、センターの場合には家庭裁判所から承認を得る場合と、中には、いやこれはそこまでする必要はないだろうと、親元へ返しなさいというふうに判断する場合がある。それはそれで、こっちが負けたからだめだったということではなく、色々こちらこう思うけどどうだろうかと判断いただいているので、趣旨としてはそれでよいのではないかと弁護士の先生方もそうおっしゃっている。たまたま昨年、センターケースとしてはすべて承認をいただいたということである。

それから、今年度まだ終わっておりませんが、19年4月以降こういうケースが、新規申請した件数が今2件ございます。こんな状況でございます。

それから、児童福祉法29条は、「ごめんください」と言って訪ねてもなかなか反応がなかったり、入れてもらえない場合には、立入調査というのができるので、それも3件ほど昨年度はあったということで、いずれも保護している。これは、まだまだ法的には、必要があって強引に立ち入るにはまだ法的な縛りがあり、先般5月末に児童虐待防止法が改正されて、これでさらにちょっと強力になった。色々な手続を経て、それでもだめな場合には、かぎを壊して入ってよろしいというようなこととなり、これはいろいろ関係者の協力も得ながらということであるが、これよりさらに踏み込んだ改正となっている。それが来年の4月から施行ではあるが、それがあからずくやっているといい訳ではないので、当然今と変わらない。やり方としては、親御さんにいろいろコンタクトをとりながら、極力接触を図りながら保護していくということ。状況によっては親御さんの承認を得ないで、保護してよろしいでしょうかという訳にはいかない。明らかに、子どもの身体がこんな腫れ上がってというようなことになれば、先に保護して、それから保護しましたと、こういう状況で虐待が明らかなので、保護いたしましたということで、タイミングよく間をあけないで事後に連絡するという場合もある。

何で私の子どもを勝手に連れていったのだと、人さらいだと、誘拐で訴えてやるという保護者の方に対して、その手続はあるので、不服申立てして結構ですからという手続もご説明するが、最初はやっぱり相当カリカリされる。躰でやっているが何が悪いというようなこと

るもある。あるいは認めない場合もある。あるいは、もう児童相談所が言っていることは、支離滅裂だという主張をされ、法的に向こうも強力に弁護士を立てる場合もある。それがまた法廷に持ち込まれるというようなケースもあり、決して例外ではない。

そういう意味では、この辺の中身については、なかなか厳しいやり取りがかなり事例としては多くなっているなど、いろんな意味での権利意識が皆さん具体的に芽生えており、プライドもあり、本当にそういう気持ちがないというのかわからない方もいろいろいらっしゃる。

中には、どうも親御さんに精神的な負担があるのかなというケースが、非常にやっぱり多く見当たる。そういうケースも非常に多く、なかなか事が厄介になっていることが多くなっている。そういうことがいろいろ事例としてある。

あと、そういう一時保護をする場合にも、東京都の方で知事の方に、どうぞ行政福祉審査法に基づいて不服申立てをしてくださいと。大体一時保護の場合は却下ということで、我々の方のあれは認められることが多い。こういうこともいろいろな手続を経ないと、認められても問題はそこからであり、親御さんと真剣勝負はここから始まる。なかなか重い仕事ではあるが、児童相談所としてはいろいろ反省すべき点もいっぱいあるが、役割を果たしていきたいと思っている。

今日は週明けということもあり、今日、午前中たまたま3件ほど虐待の受理会議があった。虐待通報が入ればすぐに関係者が集まって受理会議というのをやっているが、きょう3件あり、そのうちの1件が乳児であった。それは一事例なので典型的なということではないかわからない。これは、某区の脳神経外科に受診したある乳児が、最初来たときは、階段から落ちて頭を打ったということで受診に来たと聞いたが、本人の意識はしっかりしていたので、要観察ということで返したと。しかし、今度は、1カ月半ぐらいして、本人が階段から落ちたんだと受診した。今度は顔を打って口の中を切ったということで受診に来られたと。そのときも処置もなかった。今度は1週間ぐらいし、母親が抱いたまま階段から落ちたということで、受診に来た。お母さんが傷はなかったが、本人は右足のすねの骨を骨折したということで治療したということ。ここに至って、これは余りにもうっかりでは済まされないので、両親揃って、虐待が疑われると医療機関が感じた。それで院長と担当した医師が相談し、それで通報しましたというような電話が入った。土曜・日曜も緊急の虐待等については、児童相談所に交代で詰めているため、気になってこの先生がそこに電話をし、緊急対応として、正式に通報を受けた。

これは、また病院とも細かいやりとりをして、状況によっては親御さんともちょっと、何

かやはり面接したり、調査したりことで何か見えてくると思われる。そして、次は意識がなくなっている惧れも大いにあり得ることなので、これは要注意というところを、午前中話し合ってきたところである。事例として紹介させていただいた。

資料3 子ども家庭支援センター相談状況

委員（子ども家庭支援センター）

子ども家庭支援センターは、あらゆる子どもと家庭の相談ということで、虐待だけではなくいろいろなさまざまな相談を受けている。この資料3はその相談の統計である。ちょっと一つつけ加えていただきたいが、「相談形態内訳」という一番左の表だが、これの計のところの下に4,965が17年度の数字、6,206が18年度の数字である。うちの方で受けている相談は、ここに出てるように電話での相談が圧倒的に多い。実際に相談というのは、例えば18年度に関しては5,576件中343件だった。そしてメール相談も。それから、「ひろば」、乳幼児の親子のいるうちの方のひろばで、連れて来たお母さんからのご相談が28件あった。また、職員が出かけて行って訪問してそこで相談を受けた件数が61件、また、出張など会議の場で他の関係機関などから相談を受けたのが157件あった。延べで昨年度は6,206件である。

平成14年度から18年度までの相談の件数の移り変わりが顕著である。14年度は全部で1年合せても630件だったものが、18年度は全部で6,206件あり、たったの5年の間に10倍と急激に増加している。その増加している何が一番多いのかということだが、やはりその傾向は虐待の相談が一番多い。14年はゼロ、15年度は延べでも88件だったものが、18年度はすべての延べで1,393件あった。このように一気に虐待の相談は、区内では子ども家庭支援センターに相談するというようなことが、特に、関係機関の方に知れわたってきたというようなことでふえてきたんだと思います。

次の「養護」というのは何かというと、虐待も養護相談の中なんですけど、虐待だけ別に書いてあります。養護相談はご両親の家出とか、死亡とか、病気とか、あるいはそういうさまざまな事情で子どもを見ることができないというようなご相談である。子どもを例えば仕事とか冠婚葬祭で旅行するとか、そういうようなときに預けたいというショートステイの相談もここに入っているが、今言ったような理由でお子さんを養育することが一時的にせよできないというようなご相談が、養護相談である。

それから、保健相談、障害相談、非行相談、それから育成相談。この育成相談は、しつけ相談とか、あるいはお母さんがお子さんを生んだ後1年まで、産後支援ということでヘルパ

ーさんとかベビーシッターさんを派遣する制度があるが、そのようなご相談もここに含まれている。それが全部で793件。一番多かったのは先ほどの養護相談で3,233件、2番目が虐待の相談が1,393件、3番目が育成相談793件で、その他の相談というのはそれぞれに属さない相談であるが、最近の傾向としては近隣のトラブルなどに子どもが巻き込まれてなどの相談である。例えば、騒音などといったようなことで、ご近所の方とのトラブルの中で、騒音を出している方がお子さんがいらっしゃったりすると、そのお子さんを虐待しているのではないかというご意見に対して、そうではなかったというようなことも結構ある。

それでは、どこからの相談ということで、「関係機関内訳」というのが一番下にある。これは子ども家庭支援センターにどんどこから相談が寄せられてきたのかという17年度、18年度の内訳である。18年度に関して言えば、例えば児童相談センター、あるいはほかの相談所からの相談は72件ございました。生活保護とか婦人相談員などの福祉事務所からの相談が39件、保健師からの相談14件、それから、児童福祉施設の保育園からは18件。児童福祉施設39件は、新宿区はかなり多い数字で、児童館あるいは「かしわビレッジ」という母子自立支援施設からのご相談である。それから医療機関が4件、幼稚園6件、学校は小・中学校を含めて25件あった。教育委員会の教育指導課からも8件あった。それから、主任児童委員、あるいは民生委員が13件、ご家族・親戚の方が423件。これは先ほどのショートステイとか育児支援家庭訪問の申請なども含まれているので、大変多くなっている。それから近隣・知人からは10件、子ども本人からは6件あった。18年度はすべて、これは新規相談である。

17年度から児童相談センターのように、うちの方も受けた相談をそれを受け付ける、新規で受理するかどうかという会議を開いて決定しており、新規で受けた件数が711件、延べが6,206件。これの新規の711件の年齢別だが、やはりゼロ歳の209件、1歳83件、2歳77件というように、ゼロ、1、2という乳児が大変多い。3歳から5歳までが大体40件台というような形で、小さいお子さんに関するご相談が大変多かった。

そして、次にこの351表と353表ののだが、これは、ことしの4月から6月までの第1四期の相談の件数である。また、先ほどの相談状況は年度ごとにまとめたものであるが、その基になるもので、今年度からまたさらに詳しく、細かくなってきている。351表の一番上、合計のところの一番左端、243件、これが第1四半期のすべての総件数である。それで、その中の虐待というのが42件、4、5、6の3カ月分で42件あった。それでその42件の内訳というのが、年齢別で、男が21、女が21でゼロ歳4、1歳7というように子どもさんの年齢がそこに出ている。

353表は、右の理由のところは102件の内訳である。これの虐待のところ、被虐待児というところで42というのがある。括弧のところの5件は、42件のうち調べて見たらどうも非該当ではないかという数字である。例えば、家出が1件、離婚が2件、傷病が17件である。

の、では虐待の相談はどこからきたかということところだが、本年度からは非常に細かくその虐待の内訳がどんな虐待なのか？ということところで、身体虐待、これも非該当、それから性的虐待、心理的虐待、ネグレクトとなっている。合計は、身体的虐待が42のうち16件、心理的虐待が11件、そしてネグレクトが15件あった。性的虐待は今のところゼロです。

虐待相談の虐待者はだれかということところですが、実父によるものが16件、実母によるものが21件、その他が5件である。ただしこれは42件なので非該当も含まれている。

は安全確認を誰が行ったのかと、これは大変厳しくその虐待の相談がきたときは、必ず安全確認をなさいということところで、どこがしたかということが出ている。例えば保育園に入っている場合、入園児などは保育園で安全確認を行ったというようなことで、きょう無事に来ています、無事ですということところで12件というような形で安全確認を行ったものが出ている。

は被虐待児の年齢だが、それぞれ相談種別ごとに出ているが、一番右のところ、3歳未満が14人、それから3歳以上で就学前のお子さんが10名、小学生が14名、中学生が3名、高校生が1名ということである。このように本年度からさらに虐待に関して詳しく統計をとるようになる。

それから、「新宿区における虐待防止の現状について」だが、虐待防止の流れということところで、発生予防、早期発見、見守りというように矢印が出ており、発生予防のところは育児負担の軽減とか、孤立化の防止ということところで、実際に子ども家庭支援センターではこの産後支援のヘルパー、ベビーシッターの派遣、それから「ひろば」という乳幼児親子の居場所づくりなどを行っている。支援センターだけではなく、地域子育て支援センターなどの乳幼児親子の居場所は幾つもある。

それから、相談や通告などに対し、安全確認を行うというようなところでは、区の中では相談窓口を強化していくということと、この「サポートチーム会議」による支援。このサポートチーム会議というのは、児童福祉法の中にある「要保護児童対策地域協会」が新宿区にもあるので、その中の虐待防止部会ということところで個別ケースのネットワーク会議を行っている。それをサポートチーム会議と新宿区では呼んでおり、そういうネットワークで関係機関が合同して対応する支援を行っている。

それから、見守りについては、養育支援のヘルパーを派遣したり、あるいは先ほど言ったように児相と見守りサポートの委託を交わし、それぞれ関係機関が見守っていくというようなことをしている。

そして、次に虐待の相談がきたときにどうしているかというところでは、子どもや家庭から、あるいは保育園や学校などを初めとする関係機関から、そういった相談が子ども家庭支援センターに来て、そして、それに来た場合には事実調査、あるいは情報収集を行う。しかし、区だけではできない、これは児童相談センターの方の対応もお願いすることとなる。つまり、権限があるわけなので、そういった児相の権限を使って対応してほしいというようなときには、送致というような形、あるいは情報をご相談して援助要請をするというような形で、お互いに支援通告の関係でやっている。定期的には、これは2カ月ごとに子ども家庭支援センターと児相との間の情報交換の機会を設けている他、個別に発生しているケースについて、それ都度、連絡を取り合っておりやっております。

それから、再度、先ほどの「要保護児童対策地域協議会」のことですけれども、これは新宿区では子ども家庭サポートネットワークと呼んでおり、このネットワークに登録・加盟されている方は、機関登録は現在32機関。そして個人でも登録があるが、民生委員さんとか、主任児童委員さんは個人で登録していただいております、委員さんを初めとして327名の方が登録している。

新宿区の「要保護児童対策地域協会」の特色としては、3つの部会があるということである。「虐待防止部会」の他に、障害などの問題のある発達支援、そういうお子さんに対しての「発達支援部会」、そして学校の方で不登校を初めとするお子さんに関しての支援する「学校サポート部会」というように、3つの部会ごとに事務局が別にある。「虐待防止部会」の事務局は子ども家庭支援センターだが、「発達支援部会」は子ども発達支援センター、「学校サポート部会」は教育委員会の教育指導課が事務局となっている。それぞれがネットワークを組み、また相互にも、先ほどのサポートチーム会議を行い、お互いに連携してやっている。

3部会制は他区にはない例だと思うが、こういったような形で虐待に特化せず、障害児や不登校、養育に不安のある親などを幅広くサポートしているというのが特色だと思う。

《質疑・応答》

福富部会長

資料2と資料3に関し、内容的なところで何かご質問をどうぞ。

委員

統計から読み取れなかが、実際に虐待を受けている子どもさんの場合は、むしろ親をかばってしまうケースが多いと私は思っているが、実際に虐待されている子どもからの、児相センターなどは子どもの相談も多いと思うが、そういうケースがあるかどうかと、そういう統計的な数字があるかどうかということ。

それから、もう一つは、新宿区の場合特に外国人の方のご家庭、どちらかが外国人の場合と両方外国人の場合などいろいろなケースはあると思うが、そういう場合、生活習慣の違いや、また、その方たちにとって暮らしにくい、風習の違いとか言葉の言語の問題とかいろいろあると思うが、そういうことは特に区別しての統計はされていないかどうかということも含め、そういう困難なケースがあったら伺いたいと思う。

委員（児童相談センター）

今日、統計としては用意してないが、まず外国籍の方も統計はとっている。しかし、それが虐待に特化して、それで外国籍の方というところまでは分析していない。全体の概要の中にあり、虐待だけに特化して外国人の方は何件という、今のご質問に直接お答えできるような統計はない。

また、子ども自身からの虐待の相談というのは非常に少ないが、確かにある。しかし、非常に数的に少ない。虐待されている児童も耐えられないから家に帰りたくないとかいうことはある。それでも、例えば学校が中継し、それで本人の訴えを聞くというよう形で、直接子どもが手を挙げて児童相談所へ来るというのもある。圧倒的に、関係機関からの通報ということが多い。

子どもが自覚して親と保護者との決別する決意でいてくれば、ある意味では本人の意思が非常に大事なので、何より、親御さんの意思に反しても保護するときはあるが、一番大事なのは、やっぱり子どもさんに年齢に応じて優しく聞き、こういう生活できるところがあるから、ちょっとしばらくおうち離れて生活してみるかと優しく問いかけるような形で、言葉の理解度に応じて確認しなければいけない。そういう意味での本人の意思確認は大事にしながら、あとは親御さんへの対応を行っている。

委員（子ども家庭支援センター）

新宿区の子ども家庭支援センターだが、やはり子ども本人からの相談は6件あった。しかし、これは虐待ではない。直接虐待の相談が子ども家庭支援センターに来たというのではない。ただし、中・高生で児童館に出入りをしているお子さんが、児童館の職員に相談をして、そ

して児童館の職員からという形で来たのは何件がある。一応統計上、それは児童館から来たということになっているが、今、私も何件とは言えません。振り返ってみるとそういうケースが数件あったかと思う。お子さんからの実際の相談であった。

それから、外国人の方については、新宿区の統計では一切とっていない。ただ、感じとして新宿区は実際には大変多いので、両親が外国人とか、あるいはどちらかの親が外国人というのは、かなり多い。特に統計をとるまでもなく、人口でも10分の1以上いるため、結構日本国籍であっても両親のどちらかが外国人といったようなことはあるかと思う。

福富部会長

まだ多々あるかと思うが、中身だけのことに関してご質問いただきたい。

委員

今日ではなく、次回資料として出していただければいいと思うが、心理的虐待とかネグレクトとかありますが、どういう手法で判断をするかという資料が欲しい。言葉、概念上の問題、言葉というか、概念、定義の問題。例えば、その実際に相談にきた場合に、何を基準にしなければいけないか、そういう判断基準。

委員

資料3の子ども家庭サポートワークの概要というところに関してお伺いしたい。確認だが、今お聞きすると、子ども家庭支援センターの関係するものと、発達支援センターが関係するものと、そして教育委員会もあるというお話だったが、この全体を統括されているセクションは区ではどこになるのか。

中山委員

子ども家庭課である。「要保護児童対策地域協議会」というのが児童福祉法の中にある言葉で、それが「子ども家庭サポートネットワーク」であり、その会の調整機関になっているのが、支援センターである、実際にこの3つの会を調整しているのは子ども家庭課である。つまり「代表者会議」という全部の部会を合わせた会議を開いているが、そちらは子ども家庭課の子ども家庭相談係で行っている。

委員

あと2枚目のところで、次回でも構わないので、この機関登録32機関というふうに書かれているが、差し支えなければこういった機関がこの中におさまっているのかという資料をぜひいただきたい。また、もしこの虐待防止部会に特化して、この32機関に含まれない独自のネットワークがあったら、その現状についてもぜひ次回お聞きしたい。虐待防止の専任のそ

のネットワークというものが、また別にあるようなら、こういった機関の方、医療、病院であるかと思うが、その辺の現状のことをもう、補足できたら次回いただきたい。

また、1枚目の「相談形態内訳」というのが、一番左側に小さな表があるかと思うんですけども、「ひろば相談」と「訪問相談」のこの2件に関して、17年度から18年度に著しく減少しているが、何かその辺の事情があれば簡単に教えていただきたい。

委員（子ども家庭支援センター）

「ひろば相談」に関して言えば、常時相談、毎回来ていらした方がお子さんが大きくなって幼稚園へ入って、よく相談されていた方が来なくなったというのが現状である。

それから、「訪問相談」の方の訪問というのは、不登校のお子さんを、うちの職員が学校の方から依頼を受け、定期的に毎週のように行っていた時期があった。その回数が非常に多かったかと。ただ、18年度は相談件数の増加に伴い、そういったケースになかなか対応できなくなり、逆にそういう件数が減ったということが大きいと思う。

福富部会長

まだあろうかと思うが、中身が大変濃い問題なので、これを議論すると幾らでも次々と出てくると思う。これはこれからの議論に委ね、次に進みたいと思う。

次は、新宿区の区民の皆さんに対する子育て支援に関する意識調査がなされ、それに関して区政モニターアンケートがなされたその結果について、資料4がある。それに関しまして子ども家庭課長からご報告いただきたい。

子ども家庭課長

資料4ですが、モニター結果の概要版である。実際は毎年このような形でモニターアンケートの結果というのは、区政情報課の方でまとめている。年に3回、さまざまなテーマについて、モニターを引き受けていただいている方にアンケート調査をしているものである。本年度の第1回で次世代育成支援について、幾つかの項目を聞いている。正確な周知度とか、ボランティアの参加の意向とか、そういうことも聞いているが、今回は虐待に関して、予防、防止のところよく話題になる。子育てをつらいと感じている方、この方がどのようにさまざまな支援につながっていくのか、そのところがかなり話題になる。その部分をご紹介する意味で、本当にまだ速報版ということだがご紹介をする趣旨でお配りさせていただいた。

「子育てをつらいと感じることがありますか」という質問の中で、いつもつらいと感じている方が2.7%、全体の中で区政モニターが563名いる中で、お子さんがいらっしゃる方が約112名、そのうち2.7%、3人の方がいらっしゃると。また、そう感じる人が多い方が8.9%、

これは多分10人の方がそういうふうにお答えになっている。

この次世代育成支援計画を策定するとき、平成15年に区民対象に無作為抽出で各年齢200名程度を抽出して調査をしたときは、就学前のお子さんを持つ保護者の方の5.4%がいつもつらいと思う。小学生をお持ちの方については4.5%であった。それと比べて2.7%低くなったということはサンプルが違うし、調査自体が違うので一概には言えないが、現状、今年度の調査ではやはりそのような結果があったというご紹介である。

福富部会長

ようやくきょうの協議に入るが、時間も大分押しているが、資料5が最後にありますので、ごらんいただきたいと思う。

この協議会の部会のテーマは、先ほど来申し上げたように、「子どもの虐待防止と地域の役割」ということに関する問題である。現状を踏まえながら、どう進めていくのかということとをここで話し合うということになるわけである。ここで、ひとつこちらの方から提案申し上げたいんですが、まず、その次世代育成協議会というのがこの背景にあるわけですが、その委員の全員の方に対して、一体児童虐待というものをどうとらえていられるのかということをお伺いしてみたらどうかと。皆さんがどういう思いで地域の活動を行っているのかということとをそこから把握できればと思う。特に色々な立場から関わっておられる方が多々いらっしゃるの、そういったところから、まずはそのアンケートで伺ってみたらと思う。アンケートの結果をベースに、予防とか地域の役割というもの、あるいは全体委員の意見や意識の中から何か参考になるものが浮かび上がればということで、それを提案させていただきたいと思うんですが、いかがか。

結局、部会といっても限られた回数しかない。区民全体にそういう意識調査ができればいいが、それも時間的にとても難しい。まずはその協議会のメンバーにお願いしたいということとを提案したいが、いかがか。そして具体的なその中での、質問のアンケートの調査内容、アンケート内容というものが、資料5で提示させていただいたわけだが、こんなことをまずはお聞きしてみると。これ以外にも、もし、こんなことを加えて聞いた方がよりいいのではないのかというご意見等々があったらそれも加え、あるいは、こういうアンケート調査をやっても無駄だということならば、またそれも含めてご意見いただければと思うが、いかがか。

こんな形で、その協議会全体に対してこういうご意見を聴取するというやり方に関しては、いかがか。余り意味がないということでしたら取り下げるが、何か手がかりがあった方が考える手立てになるだろうと思う。この部会以外のメンバーからのご意見もということで考え

たわけだがいかがか。特に新宿区には、先ほどのお話にもありましたけど、たくさん地域の育成会等々の委員も参加しておられる。この部会にはそのうちお一人ということになっているわけだが、特に地域との関係で、ほかに多くおられる方々のご意見等々もお聞きしてみたというふうに思っている。

先ほど、ご質問があったが、一体そういう虐待等々についてどういう意識を持っていらっしゃるのか、そこが少しずれていると、その議論がかみ合わなくなるので、まずは「子どもの虐待」というものについてどういう共通的な考え方がなされているのかということ、把握するというのも一つのねらいを含めてみたわけだが。

委員

次回が10月16日で、そのアンケートが取りまとまって議論をするという想定だが、できれば協議3で挙げられている「子ども家庭支援センターの立場から地域に望むことを出してもらい」とある。いわば、今かなめとして新宿区で動かれていると思うが、その現場を広く見られる立場の子ども家庭支援センターの方から、今このことがネックであるとか、このことが課題であるとか、ここを何とかしたいとか、いわば現場の生の声を、16日のもっと早い段階で、何か資料の形でいいので手元にいただくと、より次の議論として進みやすいのではないかと思う。その現状認識に関しては、なるべく早くいただいた上で、このあいている期間にそれぞれが調べるなり、考えるなりして、次の協議に持って来るようにしなと、2時間の会議は非常に限られていると思うので提案したい。

委員

全体的に聞くという意味でも、出していただくのはいいことだと思う。ただ問題をどのように、どういうふうに掘り下げていくかということを考えてみると、全体が出てきて実際にどこから始めるかということがぼけてしまいやしないかというのがある。今、子ども家庭支援センターという話があったが、例えば、私は民生・児童委員の方というのは、非常に最前線で苦労されており、なかなか孤立無援で戦われているような気がしてならない。例えばそういうところから、今、実際に活動されている中で、どのようなことが私たちに逆に援助をしてほしいのか。例えば、こうつなげたいけれども、なかなかここがうまくつながらないというようなことも、あわせて私は出していただき、こう両面から見るような形の方が私はいんじゃないかという気がする。

委員

今、委員がおっしゃったようなことが、これで明らかというふうに思う。つまりこの委員、

それから全体の協議会の委員の方たちは、いずれにしても、現場とうか最前線のところでこうした虐待等にかかわる色々な対応をしておられる方たちである。その方たちが、具体的にどういう対応をし、そのときにどんな困難性があるのかとかといったことを出していただくという意味で、何か数値的なものを出すアンケートではなくて、むしろ具体的なものが大切である。それをいかにまとめるかというところがまた大変かとは思いますが、そこから、本当に討議しなければならない姿が、浮かび上がってくる可能性があるのではないかと、お話を伺いながら感じたが。

福富部会長

委員の方から提案だが、それは議論の中でむしろ展開できるのかなという気がする。そのためのセッションをやるということは、できれば一番ベターだが、大変限られた機会なので。まずは、その委員全体からの、数だけではなく、どんな思いをなさっているのかという、思いが伝ってくるようなアンケートをまず始めてみる。その集計の中で、ある程度整理をするが、実際に現場にかかわっている方が参加しているので、その中でのその具体の結果からいろいろご意見や議論もできるのではないのかなと思う。ご意向に沿うように、議論を進めてみたいと思うが、そのために、あえて何か、また何か資料をつくれということになると、それまた基本的に数値的なものになってしまうざるを得ないだろう。表が一つのそういう具体を把握する資料だと思う。これに肉付けをして、具体的なケースとになると、とても難しいのかなという気もする。それはむしろ話し合いの中で出してもらおうということではいかがかと思うが、よろしいか。

それでは、まずはこういう、ここだけではなくて、この背景にある全体の委員のご意見をまず伺ってみようということだが、内容的には、こんなことを一応考えてみたが、これ以外に、こういう質問の方がいいという具体の案がございましたら、それを協議できればと思う。

委員

「子どもの虐待またはそれにつながる恐れがあると思われる子どもや家庭に出会ったことがありますか。」というところで、先ほど統計に出てきたように、身体的虐待とか、心理的とか、ネグレクトとか、そういうふうに丸をつける等していただけると、次の「そのときどのように対応しましたか。」の対応が、わかりやすくなるかなと思う。そのところを、どんな虐待というところで丸印をつけるようなのを1個入れていただければわかりやすいかと思う。

福富部会長

要するに虐待というと、とにかく身体的なのがぼんと浮かび上がってくるけれども、いやそれだけではなくて心理的なネグレクト的なものというのも、これも虐待なんだということを知らしめる意味でも、幾つか項目を列挙しておくということか。

委員

虐待の種類によって、相談する場所もやっぱり違うこともある。

福富部会長

そうすると、こんなような相談が今用意されているけれどもということも、具体的に挙げるのはいいかがか。どのような機関や人に相談したかというので、これも具体的に幾つかある。それも挙げてみて、それ以外にというようなことも入れておき、そこに出てくるかと思う。

委員

具体的に細かく書くと、また集計の時に大変だと思うので、どんな虐待に遭ったのかというときに、心理的なのも遭ったし、性的なものに遭ったしとか、そういう丸をつける。簡単に、でもこうしていただければ、ああこういう虐待が、身近にあったんだなということがちょっとつかめるかなと思った。これだとちょっと漠然とするので。

福富部会長

これだけでもちょっと多いのかなという気もするが、アンケートというか、これをぼんと送られてきて答えるという、かなり負担になる。少しでもできるだけ答えていただきやすいような形式、容量、分量であることが大切。

委員

そう意味では、実際に虐待というのは一体どんなものが虐待なのかという、実際には概要がわかりにくい。私は私で経験があるので、自分の接したことがあるものについては、これはやっぱり虐待だというに思えるが、それ以外に、どんなものが虐待に当たるかということやはりわかりにくい。それは、ここに来ている方がもっとお互いに知って、その全容をつかむことも、やっぱり意味があると思う。

例えば身体的虐待、それからネグレクトとかそういうものについて、こんなことを判断基準にしてやっているというようなものは、資料としてつけていただいた方がありがたい。

福富部会長

その前の段階で、今、こういう齟齬があるからというのは、その委員の中に虐待というけど、我々の中には、かなりある意味、共通認識があるけれども、そうじゃないレベルがあるんじゃないか。そこをまずとらえてみて、そうすると、きちんと次は提示することが大事なんだ

という議論に進んでいくんだろうと思。そこをまずとらえてみたい。

委員

育成会だが、今のお話の中で我々はその意識が低い方だと思う。どちらかというとなげな子どもたち、外に出ている子どもたら、そういう子どもたちとのつき合いがほとんどなので、実際その虐待と対面、直面したこともない。

委員

先ほどから、どういうものが虐待なのかということが、ちょっとわかりたいというご意見もあるが、実は子ども家庭支援センターの方では、虐待予防発見マニュアルのようなものを数年前に作成しており、それが、例えば児童館であれば、こういうお子さんにこういう特徴があったらちょっと気をつけて見てくださいますみたいなことが、各関係機関別に、例えば学校だったらこんなこと、子育て支援施設だったらこんなことという、しかも項目が細かく書いてある。すぐわかりやすく、この機関に勤めている人ならここだけ見ればいいみたいな、大変いいものがある。あれに、たしかネグレクトとは何かみたいなことも書いてあるし、法律的なことも何か載っていたと思うので、ぜひそれを委員への資料として配付していただければ、一応ここでの共通の知識が持てるのではないかと思う。

福富部会長

まず、実際に議論の土壌をつくるというのは、次のステップになろうかと思う。その前に、本当に我々虐待、虐待と言っているけれども、共通の基盤があるのかと。それがないとすると、今度地域の役割ということになると、もう地域がもっともっと段差があるだろう。そういうところにおいて、じゃ新宿行政として何をしなくちゃいけないのかというそこを協議したい。

虐待について専門的な知識、云々ではなく、地域がそれに対して何をできるのかということを考えるためのベースとして、まずは、協議会の中でもそういう落差があれば、それは地域はもっと落差があるだろう。そういう落差があるものに対して、地域の役割、役割と言ったって、どんな手立てをしたらいいのかということを考えていこうというのが、この協議会の役割である。

だから、今日は、非常に具体例で、専門的に実際に第一線でなさっている立場からのご報告があったので、つい、そこで何とかいうと考えになるが、我々考えることはもっと地域の人たちに対して地域が何ができるか、それに対して行政がどういう手立てができるのかということ、少し考えてみましょうというのがこの協議会である。だから、言ってみれば、「子

どもの虐待をどのようにとらえていますか」、「どのようなことが虐待だと思いますか」という質問をしたときに、実はどんな答えが返ってくるかということ、まず把握する。その後、2、3、4と具体的に聞いてみたらというふうに思ったわけである。

委員

今、この会議ですと「地域、地域」という言葉が出ていますけれども、その福富先生が考えている地域、それから行政が考えている地域、その地域というのはどのように皆さん考えているか。例えば、私はやっぱり新宿区内10個の出張所があり、そこに地域センターが10個あり、それが一つ一つの地域なのか。それとも何とか町会、そういう町会なのか、その辺をどのように皆さん考えているのかちょっと教えて欲しい。その単位において、その地域の役割というのが全然変わってくると思う。

区を1つの地域だとしたら、区民が一人ひとりの行政の役割だと思う。町会なり自治会なりそういうのが地域だとすれば、またそれも一つの役割だと思う。それから、まだ学校、それからその学校にかかわる周りの、それも一つの地域だと。また、出張所の所長がいて、それで地域センターがあって、それでそういうところがやはり一つの地域だと思う。どのような地域を考えているのか、その地域地域によって、その役割の仕方がまた変わるんじゃないかと思う。

福富部会長

1つはそういう組織がある。学校とかセンターとか、それも一つの役割としてあると思う。そういう組織にかかわっていないような部分もある。そういうものに対し、例えば育成会なら育成会、それから町内会とか、そういうところ把握できるような人々というものに対して、一つの行政が、何らかの対応ができるかもしれない。いろいろなレベルがあるんだろうと思う。だから一概にここだけという特定はなかなかできない。

委員

虐待で苦しんでいるお子さんや、これから虐待になりそうなご家庭も区内に点在している。まずその周りにいらっしゃる区民の方、またそれを取り巻くさまざまな機関があると思う。それぞれのところで何ができるのかということ、丁寧にすくい取って行って、提案に結びつけられれば良いというふうに考えている。子どもの虐待防止のために地域でできることという中で、もちろん行政に期待される役割などがあるが、その中で地域と一くりに言っても色々ある。それで、地域の各機関ができること、また区民一人ひとりができること、また近隣等の地域の方々が協力し合ってできること、そういうところで何か目出しができればい

いかなというふうな地域の捉え方をしている。

福富部会長

子育てというのが孤立化しないで、地域でそういう子育てをみんなで話し合おうというネットワークづくりみたいなものもあっていいと思う。それも一つの方針だと思う。一人ひとりになると、何か昔みたいに隣、向こう三軒みたいな形でお互いに監視し合うというネットは、それは余り好ましくないだろうと思う。だから何ができるだろう、何が一番この事案にふさわしい対応なのかなということを考えていきたいと思います。

よろしいでしょうか。

では、大変時間も、時間ばかり気にして申しわけないが、資料5にお示したようなアンケートをひとつ原案として、きょういただいたご意見を加味し、もう一度検討し、一応アンケートを実施してみる。次回はこれを踏まえて、第2回に整理に入るという形にしたらと思うがいかがか。

委員

アンケートの意図は了解した。しかし、やはりここで話し合うのは一般的な虐待、いわゆる虐待というものに対して、地域が何ができるかというそういう抽象的なことではなく、新宿区の虐待に対して新宿区の住民は何ができるかということを考えていくわけなので、先ほどもご意見があったように、やはり今発生している区の虐待の実態というのを、もう少しこう何か傾向があるのかとかを知りたい。件数が多いということだけは、我々は把握したわけだが、その虐待の中身というものを分析までされるのは難しいとは思いますが、新宿区はこういう傾向があるようだとか、感想でもいい。子ども家庭支援センターの立場と児童相談センターから、東京都としてはこんな感じだが、特に新宿区はこういうことがちょっと気になると言ったことを知りたい。もし現場の福祉司さんからちょっと聞いてきていただけるようでしたら、さらに我々がこう具体的な策を考えると、確かにそうだ、新宿区はこういうまちだから虐待もそういう傾向があるのかもしれないとか、そういう肉づけがしやすいと思うが、いかがか。次回にそういうことをご用意いただけると。

福富部会長

それを含めて、それで専門の方、現場の方がいらっしゃいますし、そんな方も議論の中で、新宿区として何ができるんだらう。もともとの新宿区として何ができるか。それには当然新宿区の虐待の特徴がもしあれば、そういうことがあるのかないのかということもある。それに対応して、新宿区として、あくまでも新宿区として何かできるのかということを目的には

したいと思うんですけども、一般論で終わりたくはない。区として何ができるか。新宿区もある意味では地域のネットワークを持っているかもしれない、これが特徴かもしれない。そういうものを利用してできることもあるかもしれませんが。そういうことも具体的なところで考えていきましょう。

委員

今の具体的なという意味で、限られた時間だが、若干の資料をお出しいただき、今日のご発言の中でも主任民生委員の方や、あるいは保育所、そしてセンターはもちろんのこと、数をそれほど多くせず、お一方1事例、特にそうした新宿の虐待に対応するところで、何か課題として具体的に見えるような事例を、1つずつお出しいただいて、そういったことを共有しながらこの調査とあわせていくと、今、委員さんがおっしゃったような、新宿区としてというものが出るかもしれない。

やはり、何かするとき、事例を通していろいろ検討するというのがやっぱり一番近道かなというふうに思うが。

福富部会長

そういうようなことで進めるという形で、まずは、これでアンケートをとってみて、その結果を次回の16日までに、事務局と少し整理し、次回にお示して、そして次回はそれに基づいてより具体的な議論を行いたい。当然、その中で相談センター、あるいはその支援センター員等々おられるので、その中で先ほど挙げられたような具体の議論というものを深めながらできればと思う。あと2回しかない。

福富部会長

そういう形で、協議会も含めて協議していきたいと思う。次回までにそんなことで。

では、次回以降のことについては、事務局の方から。

事務局

次回は、10月16日の火曜日、時間は午後3時半から5時に第2回の部会を開催をさせていただきたい。場所は、第1分庁舎の7階研修室を予定している。

また、アンケート調査については、本部会の皆様にもお答えいただくことになるので、ご協力をお願いしたい。

委員

アンケートのスケジュールはどうなりますか。わかっていれば伺いたい。

事務局

アンケートにつきましては、本日の皆様の議論を踏まえまして、設問し、部会長でおられます福富先生ともご相談をしながら固めた上で、できるだけ早い時期に発送したいと思う。今日の段階で、何日に発送とは申し上げられないが、皆さんお答えいただいて、ご返送いただく無理のない時期に送れるように努力したいと思うので、よろしくお願ひしたい。

委員

メールで返送するのもありにして欲しい。

事務局

今日、お帰りのときに、メールアドレスを教えてください方がおられたら、お伺ひしたい。

福富部会長

それでは、これで閉会とさせていただきます。

午後4時5分閉会